三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正案 現行 第1条 省略 第1条 省略 (設置) (設置) 第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。 第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。 附属機関 附属機関の名 担任事務 委員定数 附属機関 附属機関の名 担任事務 委員定数 任期 任期 の属する 称 の属する 称 執行機関 執行機関 市長 市長 省略 省略 諮問に係る審議が 三田市まちづ まちづくりに関する情報を共有 8人以内 くり基本条例 する仕組み及び危機管理に関す 終了するまで 情報共有及び る事項についての調査審議 危機管理検討 委員会 三田市倫理審 (1) 三田市職員倫理条例(平成 3人以内 2年 2年 三田市倫理審 (1) 三田市職員倫理条例(平成 3人以内 查会 18年三田市条例第36号。以下 查会 18年三田市条例第36号。以下 次号及び第 3 号において「条 次号及び第3号において「条 例」という。)第7条に規定す 例」という。)第7条に規定す る報告書に関する事項につい る報告書に関する事項につい ての調査審議 ての調査審議 (2) 条例第10条第1項に規定す (2) 条例第10条第1項に規定 る記録に関する事項について する記録に関する事項につい の調査審議 ての調査審議 (3) 条例の運用に関する事項に (3) 条例の運用に関する事項 ついて意見を述べること。 について意見を述べること。 省略 省略 省略 省略

三田市まちづくり基本条例新旧対照表

以下省略

以下省略

現行	改正案
第 1 条 ~ 第 44 条 省略	第 1 条~第 44 条 省略
(危機管理)	(危機管理)
確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。	第45条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。 2 市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で

守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。

3 災害等への対応について基本的な事項は、別に条例で定めます。

以下省略

守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。

3 災害等への対応について基本的な事項は、三田市危機管理基本条例(平成27 年三田市条例第 号)で定めるところによります。

以下省略